

2014年3月20日

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第351号
加入協会：一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
【本件に関するお問い合わせ】営業部 03-5290-3519

「金利上昇対応型グローバル・ハイ・イールドファンド」の設定

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社は、「金利上昇対応型グローバル・ハイ・イールドファンド 円ヘッジありコース／円ヘッジなしコース／通貨セレクトコース」を2014年4月28日に設定しますので、お知らせいたします。

※ファンドの名称について、円ヘッジありコース、円ヘッジなしコースおよび通貨セレクトコースと表記することがあります。また、総称して、「金利上昇対応型グローバル・ハイ・イールドファンド」ということがあります。

ファンドの目的・特色

◆ファンドの目的

インカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

◆ファンドの特色

①ハイ・イールド・クレジット・インデックス[※]及び残存期間の短い米国、ユーロ参加国の国債を実質的な主要投資対象とし、金利変動の影響を抑えながら、インカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

※ハイ・イールド・クレジット・インデックスは、北米および欧州のハイ・イールド企業群の中で流動性が高い銘柄で構成されています。

・ハイ・イールド・クレジット・インデックスは、BB格以下の多数の企業の信用リスクを取引するため指数化されたものです。各ファンドは、信用リスクを引き受ける対価として一定のクーポンを受け取ります。また、信用リスクの拡大・縮小に伴い、損益が発生します。

各ファンドではマークイット社が管理・運営する、以下のインデックスに投資します。

北米：Markit CDX North America High Yield Indices（北米のBB格以下に格付される銘柄により構成）

欧州：Markit iTraxx Crossover Indices（欧州のBB格以下に格付される銘柄により構成）

・北米（3分の2（67%）程度）／欧州（3分の1（33%）程度）の投資比率を基本とし、相場状況に応じて戦略的に配分比率を±20%程度の範囲で調整します。

・ハイ・イールド・クレジット・インデックスを通じた実質投資比率も同様に、相場状況に応じて純資産に対して80%～120%の間で戦略的に調整を行います。

●ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

・円ヘッジありコース／円ヘッジなしコースは、「UBP OPPORTUNITIES SICAV-SIF グローバル ハイイールド ストラテジー ファンド^{※1}」および「損保ジャパン日本債券マザーファンド」を主要投資対象とします。

※1 「円ヘッジありコース」は「円ヘッジあり シェアクラス」、「円ヘッジなしコース」は「円ヘッジなし シェアクラス」に投資します。

・通貨セレクトコースは、「UBP OPPORTUNITIES SICAV-SIF グローバル ハイイールド マルチカレンシー ストラテジー ファンド」および「損保ジャパン日本債券マザーファンド」を主要投資対象とします。

・原則として、「UBP OPPORTUNITIES SICAV-SIF グローバル ハイイールド ストラテジー ファンド^{※1}」および「UBP OPPORTUNITIES SICAV-SIF グローバル ハイイールド マルチカレンシー ストラテジー ファンド」への投資比率を高位に保ちます。

※名称及びその運用会社の名称等は今後変更となる場合があります。

②ハイ・イールド・クレジット・インデックス取引以外の部分については、主として米国およびユーロ参加国の国債に投資を行います。

・残存期間の短いドル建て米国債（3分の2（67％）程度）やユーロ建てのユーロ参加国の国債（3分の1（33％）程度）へ投資することにより、金利変動の影響を抑える運用を行います。

※各ファンドが主要投資対象とするハイ・イールド・クレジット・インデックス取引では、損益のみを差金決済するため、少額の資金で運用を行うことができます。したがってハイ・イールド・クレジット・インデックス取引以外の部分で投資を行う国債等の投資割合が、相対的に高くなる場合があります。

③円ヘッジありコースは、原則として対円での為替ヘッジにより、為替変動リスクを低減する運用を行います。円ヘッジなしコースは、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

通貨セレクトコースは、原則、相対的に金利水準が高く、成長性が高いと考えられる複数通貨※¹に為替取引を行い、為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）※²の獲得を目指します。

※¹ 最大6通貨を選定し、取引を行います。通貨構成は必ずしも、相対的に金利の高い上位通貨から選定されるとは限りません。

※² 為替取引（原資産通貨売り／対象通貨買い）を行うことにより、原資産通貨より高い金利の通貨で為替取引を行う場合、為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）の獲得が期待できます。

●なお、直物為替先渡取引（NDF）※³を利用する場合があります。NDFの取引価格は、需給や対象通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この結果、基準価額の値動きは、実際の当該選定通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。

※³ 直物為替先渡取引（NDF）とは、規制等がある通貨の為替取引を行う場合等に利用され、決済時に元本部分の受け渡しを行わずに、米ドルまたはその他の主要な通貨によって差金決済する取引を行います。

④原則、毎月20日（休業日の場合は翌営業日）の決算時に収益の分配を行います。

●初回決算日は、2014年5月20日です。

●将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

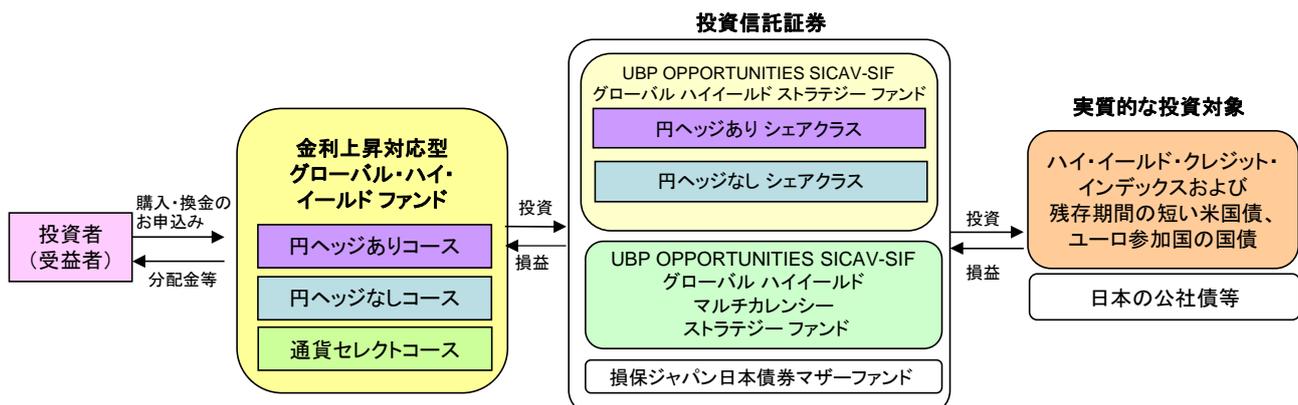
●必ず分配を行うものではありません。

投資対象とする外国投資信託に関して

投資顧問会社
UBPインベストメンツ
・ユニオンバンケール プリヴェ ユービーピー エスエーの日本拠点

副投資顧問会社
ユニオンバンケール プリヴェ ユービーピー エスエー
・スイスを代表する資産運用会社の一つ
・世界の個人投資家・機関投資家に様々な運用戦略を提供
・1969年スイスで設立。現在グローバルに25拠点を展開
・運用資産額：986億米ドル（約10兆3,914億円）
(2013年12月末現在、2013年12月末時点の為替レートで換算)

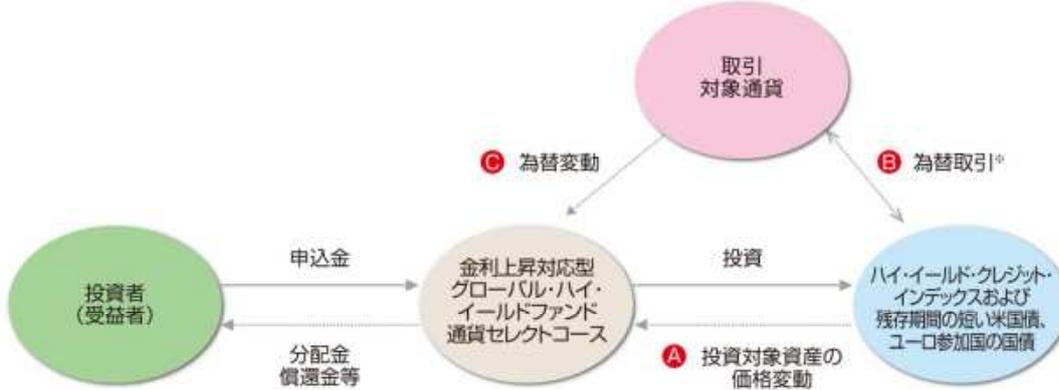
◆ファンドの仕組み



当ファンドの収益のイメージ

◆当ファンドは、投資対象資産の運用に加えて、為替取引による通貨の運用も行っております。

<イメージ図>



※取引対象通貨が円以外の場合には、当該取引対象通貨の対円での為替リスクが発生することに留意が必要です。

◆当ファンドの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。



収益を得られるケース	<ul style="list-style-type: none"> 信用リスクの縮小 クレジット・インデックス価格の上昇 	<ul style="list-style-type: none"> 金利の低下 債券価格の上昇 	<ul style="list-style-type: none"> 取引対象通貨 > 米ドル・ユーロ等の短期金利 プレミアム(金利差相当分の収益)の発生 	<ul style="list-style-type: none"> 円に対して取引対象通貨高 為替差益の発生
損失やコストが発生するケース	<ul style="list-style-type: none"> クレジット・インデックス価格の下落 信用リスクの拡大 インデックス構成銘柄に対するクレジットイベントの発生 	<ul style="list-style-type: none"> 債券価格の下落 金利の上昇 発行体の信用状況の悪化 	<ul style="list-style-type: none"> コスト(金利差相当分の費用)の発生 取引対象通貨 < 米ドル・ユーロ等の短期金利 	<ul style="list-style-type: none"> 円に対して取引対象通貨安 為替差損の発生

※クレジット・イベントとは、信用リスクの主体に破産、債務不履行等が生じることをいいます。

◀収益分配金に関する留意事項▶

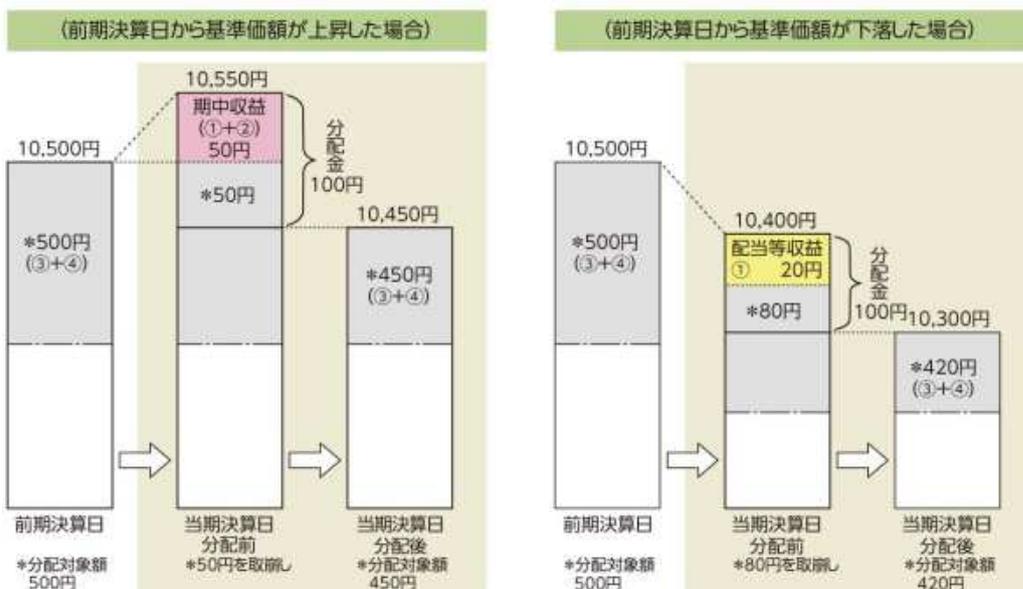
◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)



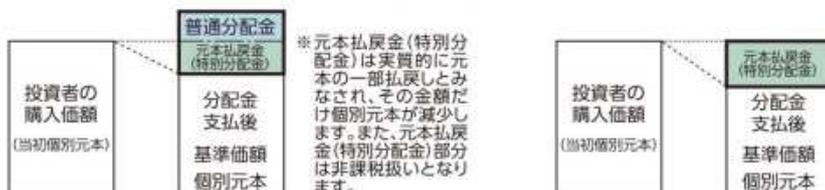
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

投資リスク

ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

◆信用リスク

ハイ・イールド・クレジット・インデックスの価格は、構成銘柄であるハイ・イールド企業の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により、下落することがあります。ハイ・イールド・クレジット・インデックスの価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。ハイ・イールド企業は、一般に投資適格のものに比べ、発行体の業績等の悪化や景気動向等による価格変動が大きく、発行体の倒産や債務不履行等が生じるリスクが高いと考えられます。

公社債の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行体の倒産や債務不履行等の場合は、公社債の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

◆為替変動リスク

円ヘッジありコース

原則として、外貨建資産に対して、為替ヘッジを行います。全ての為替変動リスクを排除できるものではありません。また円金利よりも金利水準の高い通貨の為替ヘッジを行った場合、金利差に相当するヘッジコストが発生し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

円ヘッジなしコース

外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

通貨セレクトコース

主要投資対象とする投資信託証券は、主に外貨建資産（以下、投資対象資産といいます。）へ投資し、原則として選定通貨に対する為替取引（投資対象資産の通貨売り／選定通貨買い）を行うため、選定通貨の対円での為替変動による影響を大きく受けます。また、投資対象資産の通貨の為替変動による影響を、選定通貨に対する為替取引により完全に回避することができないため、投資対象資産の通貨の為替変動による影響を受ける場合があります。

なお、選定通貨の金利が投資対象資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなります。

なお、一部の選定通貨については、直物為替先渡取引（NDF）※を利用する場合があります。NDFの取引価格は、需給や対象通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この結果、基準価額の値動きは、実際の当該選定通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。

※直物為替先渡取引（NDF）とは、規制等がある通貨の為替取引を行う場合等に利用され、決済時に元本部分の受け渡しを行わずに、米ドルまたはその他の主要な通貨によって差金決済する取引をいいます。

◆デリバティブ（派生商品）取引のリスク

有価証券先物、スワップ等デリバティブ（派生商品）の価格は、市場動向などにより変動します。また、デリバティブ取引では、取引相手の倒産などにより契約が履行されないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

◆レバレッジ取引のリスク

主要投資対象とする投資信託証券においてレバレッジ取引を利用する場合があります。この場合、ハイ・イールド・クレジット・インデックスの価格が下落したとき、かかる取引を利用しないときに比べて、多額の損失が発生する場合があります。

◆価格変動リスク

公社債の価格は、国内外の政治・経済情勢、金融政策等の影響を受けて変動します。一般に、金利が上昇すると、公社債の価格は下落します。組入れている公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

◆流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

≪その他の留意点≫

◆クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。

≪リスクの管理体制≫

委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に対する取組方針に基づき、運用担当部から独立した部署及び社内委員会において運用に関する各種リスク管理を行います。

商品分類・属性区分

商品分類	追加型投信／海外／複合資産
属性区分	その他資産（投資信託証券（資産複合（クレジット・インデックス、債券）））／年12回／北米、欧州／ファンド・オブ・ファンズ／ <input type="checkbox"/> ヘッジありコース 為替ヘッジあり（フルヘッジ）・ <input type="checkbox"/> ヘッジなしコース <input type="checkbox"/> 通貨セレクトコース 為替ヘッジなし

手続・手数料等

お申込みメモ

購入の申込期間	当初申込期間 2014年4月7日から2014年4月25日まで 継続申込期間 2014年4月28日から2015年5月19日まで ※継続申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
購入価額	当初申込期間 1口当たり1円 継続申込期間 購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として8営業日目からお支払いします。 換金の申込金額が多額であると判断した場合、主要投資対象とする投資信託証券の解約および換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止等※その他やむを得ない事情により、有価証券の売却（主要投資対象とする投資信託証券の解約または換金を含みます。）や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期する場合があります。 ※外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な低下もしくは資金決済に関する障害等をいいます。以下同じ。
申込不可日	ニューヨーク証券取引所またはロンドン証券取引所の休業日（半日休業日を含みます。）、ニューヨーク、ロンドン、ルクセンブルクの銀行の休業日（半日休業日を含みます。)
申込締切時間	原則として午後3時まで（販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。)
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求を制限する場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消	委託会社は、購入・換金の申込金額が多額であると判断した場合、主要投資対象とする投資信託証券の申込み・解約及び換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止等その他やむを得ない事情があると判断したときは、購入・換金の受付を中止すること、及び既に受付けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。
信託期間	2019年2月20日まで（設定日 2014年4月28日） ※委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。
繰上償還	主要投資対象とする投資信託証券のいずれかが存続しないこととなった場合、ファンドの受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合、または金利上昇対応型グローバル・ハイ・イールドファンドの全てのファンドの合計残存口数が30億口を下回ることとなった場合、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還

	還させることがあります。
決算日	原則、毎月20日。(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日は2014年5月20日
収益分配	毎決算時(年12回)、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	金利上昇対応型グローバル・ハイ・イールド ファンドの合計で、5,000億円
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	原則、毎年2月、8月の決算時及び償還時に、運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	購入価額に 3.15%* (税抜3.0%) を上限として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。 ※消費税率が8%になった場合は、3.24%となります。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
信託財産留保額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% を乗じた額です。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用	
運用管理費用 (信託報酬)	各ファンドの日々の純資産総額に対して 年率1.134% (税抜1.08%) を乗じた額とし、毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。 ※消費税率が8%になった場合は、年率1.1664%となります。 運用管理費用(信託報酬)の配分は以下の通りです(税抜・年率)。 委託会社0.35%/販売会社0.70%/受託会社0.03%
投資対象とする投資信託証券の信託報酬等	年率0.58% ※年間最低報酬額が定められているため、純資産総額等によっては年率換算で上記の信託報酬率を上回る場合があります。 ※上記のほか、投資信託証券の設立・開示に関する費用等(監査報酬、弁護士報酬等)、管理報酬等がかかります。
実質的な運用管理費用 (信託報酬)	各ファンドの純資産総額に対して 概ね1.714%* (税込・年率) 程度 となります。 ※各ファンドの運用管理費用(信託報酬)年率1.134%(税抜1.08%)に投資対象とする投資信託証券の信託報酬等(年率0.58%)を加算しております。投資信託証券の組入状況等によって、各ファンドにおける、実質的に負担する運用管理費用(信託報酬)は変動します。消費税率が8%になった場合は、年率1.7464%となります。
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。 ●監査費用 各ファンドの日々の純資産総額に定率(年0.0021%*(税抜0.0020%))を乗じた額とし、実際の費用額(年間26.25万円*(税抜25万円))を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。 ※消費税率が8%になった場合は、それぞれ0.00216%および27万円となります。 ●その他の費用* 売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等 ※「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、2014年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2014年2月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

関係法人の概要

委託会社	損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社 : 信託財産の運用指図等
受託会社	みずほ信託銀行株式会社 (再信託受託会社: 資産管理サービス信託銀行株式会社) : 信託財産の保管・管理等
販売会社	東洋証券株式会社 楽天証券株式会社 (取扱開始予定: 2014年5月2日) 株式会社SBI証券 (取扱開始予定: 2014年5月14日) : 受益権の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払等

ご注意事項

- ・当資料は、ニュースリリースとして損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社が作成した資料です。したがって、勧誘を目的としたものではありません。また、法令に基づく開示書類ではありません。
- ・当資料に記載されている各事項は、作成時点のものであり、予告なしに変更する場合があります。
- ・投資信託は、主として値動きのある証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失が生じ、投資元金を割り込むことがあります。また、運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。
- ・投資信託の取得のお申込みにあたっては、販売会社から投資信託説明書(交付目論見書)を予め、または同時にお渡しいたしますので、必ずお受け取りいただき、投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みいただいた上、ご自身でご判断ください。なお、投資信託説明書(交付目論見書)の提供は、販売会社において行います。